

## 地域の会第171回定例会 資料

平成29年9月6日  
原子力規制委員会  
原子力規制庁

資料1：前回定例会（8月2日）以降の原子力規制庁の動き

資料2：委員ご質問への回答

## 前回定例会（8月2日）以降の原子力規制庁の動き

平成29年9月6日

柏崎刈羽原子力規制事務所

### 【原子力規制委員会】

- 8月 2日 第29回定例会
  - ・平成29年度第1四半期の保安検査の実施状況について
- 8月30日 第33回定例会
  - ・東京電力ホールディングス株式会社経営責任者との意見交換
- 9月 6日 第35回定例会
  - ・東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の新規制基準適合性審査について（8月30日の意見交換等のフォローアップ）

### 【柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況】

- 8月 2日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（624、625）
- 8月 3日 ・第492回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（全交流動力電源喪失時における非常用直流電源系の信頼性について）
  - ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（627）
- 8月 7日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（629）
  - ・地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（111）
- 8月 8日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（630、631）
- 8月 9日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（632）
- 8月10日 ・第495回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（格納容器ベントの停止操作に係る判断基準について）
- 8月29日 ・第500回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（重大事故等対策について）

### 【規制法令及び通達に係る文書】

- 8月 3日 ・柏崎刈羽原子力発電所に係る溶接安全管理審査の結果及び評価結果を通知
- 8月 4日 ・柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査申請書を受理
- 8月10日 ・実用発電用原子炉設置者に実用発電用原子炉施設に係る使用前検査に関する運用要領の一部改正を通知
  - ・実用発電用原子炉設置者に実用発電用原子炉施設に係る施設定期検査に関する運用要領の一部改正を通知
  - ・実用発電用原子炉設置者及び加工業者に実用発電用原子炉施設に係る燃料体検査に関する運用要領の一部改正を通知

- 8月15日 ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の設置変更許可申請の補正書を受理
- 8月25日 ・ 東京電力ホールディングス（株）より平成29年度第22回原子力規制委員会臨時会議（7月10日）において示した基本的考え方に対する回答文書を受領
- 9月 1日 ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置変更許可申請の補正書を受理

#### 【被規制者との面談】

- 8月 9日 ・ 東京電力ホールディングス（株）の 不適合管理マニュアルに関する社内規程について

#### 【柏崎刈羽原子力規制事務所】

- 9月 4日 ・ 平成29年度第二四半期保安検査を開始

#### 【放射線モニタリング情報】

原子力規制委員会は、放射線モニタリング情報を「原子力規制委員会ホームページ」（<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/>）にて発表している。

直近の主な更新情報は下記のとおり。

- ① 各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上1m高さの空間線量  
<平成29年9月6日版>（平成29年9月5日測定分）  
[http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/13000/12311/24/192\\_20170905\\_20170906.pdf](http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/13000/12311/24/192_20170905_20170906.pdf)
- ② 福島第一原子力発電所近傍海域の海水の放射能濃度  
<平成29年9月5日版>（試料採取日：平成29年8月28日、9月1日、3日）  
[http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/13000/12309/24/278\\_1\\_20170905.pdf](http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/13000/12309/24/278_1_20170905.pdf)

以 上

## 委員ご質問への回答

## 地域の会 宮崎委員

東電が岸ほか(1996)論文の訂正を2015, 2, 27(201回)審査会で行っていますが、柏崎刈羽原発活断層問題研究会が2017, 5, 22付で要請書を規制委員会に送り、「長崎 Loc2 で、岸ほか(1996)で記述されたように、大湊砂層の最上部に中子軽石層(NG)火山灰を採取、確認した。」と伝えています。なぜ、規制委員会は現地で採取確認することをしなかったのですか。

東電の説明だけを信じて審査を進める方法に疑問があります。規制委員会更田委員長代理が、第445回審査会合で、姉川尚史常務執行役や川村慎一原子力設備管理部長に「解析」について「信頼性、確からしさ」について力説しています。地盤・地質の「信頼性、確からしさ」は、現地の事象・実物確認なしに立証できないことが分かっていると言われたのではありませんか。これからと言うなら規制委員会の真価をここで見せてください。

## &lt;回答&gt;

- 活断層評価の根拠となる調査については、事業者が第一義的に行うべきものであり、原子力規制委員会が「現地で採取確認」することはありません。
- 新規制基準適合性審査においては、事業者による活断層評価の妥当性について、原子力規制委員会による現地調査も含めて厳格に確認しています。
- 基準適合性を確認する上で必要と考えられる資料については事業者に対してデータの拡充等を求めており、「東電の説明だけを信じて審査を進める」との指摘は当たらないと考えています。

以上